

イクボス宣言を踏まえた取り組み

1 イクボス宣言について

イクボス宣言は、職場で共に働く職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を応援していくことを内外に広く宣言し、ワーク・ライフ・バランスや労働時間管理の適正化により、「いきいきとした働き方」の実現を目指す。

●職員は・・・

- ・長時間労働がなくなり、健康的な生活ができる。
- ・育児、介護が安心してできる。それにより男女が安心して働き続けることができる。
- ・地域生活への参画や余暇を充実することができる。

●職場は・・・

- ・ダイバーシティ（多様性）：仕事以外の時間で新たな視点や豊かな発想がもたらされ、職員の創造性が高まる。
- ・仕事の効率化：業務分担を見直し、業務や情報の共有化など、仕事の進め方を見直すきっかけとなり、仕事の効率化が図れる。
- ・優秀な人材の確保：ワーク・ライフ・バランスのとれた環境を職員に提供することは、優秀な人材をひきつける。
- ・職員の「いきいきとした働き方」を実現することで、より質の高い行政サービスを提供できる。

●市として・・・

市が率先してイクボス宣言をすることにより、市内の企業のイクボス宣言（ワーク・ライフ・バランス）を推進していくことができる。

2 イクボス宣言を踏まえた取り組み

平成28年4月からスタートする女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の目標を達成するため、次の取り組みなどを検討、実施する。

（1）職員間の情報共有やコミュニケーションを円滑にし、チームワークで業務遂行

- ① 互いに助言・相談しやすい職場づくりに向けて、朝礼、終礼、定例ミーティングの実施
- ② G長はミーティング等を通じて、G員の業務の進捗状況や仕事の抱え込み防止等に目配りをする。

（2）仕事の効率化や進め方の改善

- ① 資料作成は、枚数削減、既存資料の活用などで簡素化
- ② 協議や会議は、資料の事前配布、終了時刻の事前告知、開催者が議事録を配布で効率化

- ③ 照会・回答は、照会先の限定、分量のある資料はポイントを明記
- ④ 定型業務はマニュアルやチェックリストを作成し共有化
- ⑤ アウトソーシングの活用

(3) 時間外勤務の縮減

- ① 定時退庁日における定時退庁の徹底
- ② 時間外勤務命令の厳格化
- ③ フレックス等様々な勤務制度の活用

(4) 年次有給休暇をはじめ休暇を取得しやすい職場環境づくり

- ① 所属長の率先取得
- ② 職員の業務の進捗状況や休暇の取得状況を把握し、職員に取得を呼びかけ
- ③ 職場内で休暇の取得予定の情報共有を行い、取得しやすい雰囲気づくり
- ④ 全庁的な有給休暇取得奨励期間の充実の検討

(5) 男性職員の育児参画の促進

所属長が「子育てハンドブック」により休暇等の制度を職員に周知

- ① 「お父さんの子育てプラン」の作成・実践を職員に呼びかけ
- ② イクボス面談（所属長面談）の実施

(6) その他

- ① 時間外勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進、男性職員の育児休業取得促進などワークライフバランスの実現に向け優れた取組を行った所属に対する市長表彰の実施
- ② 育児参画に係るシートの検討
- ③ 働き方改革に係る職員アンケート・推進方策の検討
- ④ 人事評価への反映に向けた検討

3 取り組むべき重点課題

庁内のワーク・ライフ・バランスを実現するためには、職員一人ひとりの労働時間を削減する必要がありますが、どのようにして削減していくかが大きな課題となります。

- ① まず、イクボス宣言により効果を発揮するために、できることから行っていき、市役所内で職場雰囲気を盛り上げます。
- ② 市民サービスの質を維持したまま、労働時間を削減するためには、事務の簡略化、事業の効率化、事業委託や事業廃止等を各所属レベルで取り組む必要があります。

具体的な取り組みについて⇒働き方改革の実施について